

和歌山工業高等専門学校バス利用内規

制 定 平成5年3月30日

一部改正 令和4年1月 1日

(目的)

第1条 この内規は、和歌山工業高等専門学校自動車運用管理規則に基づき、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）が所有するバスの利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用基準)

第2条 バスは、次の各号のいずれかに該当する場合に利用することができる。

- 一 本校学生の授業、実習、工場見学等で、教務主事または学科主任が必要と認めた場合
- 二 本校学生の課外活動で、学生主事が必要と認めた場合
- 三 本校が主催する行事で、担当課における課長が必要と認めた場合
- 四 その他校長が特に必要と認めた場合

2 バスを利用する場合は、本校教職員（以下「教職員」という。）のうちからバスの助手を選任するものとする。

3 第1項第一号及び第二号の場合は、学級担任、授業担当教員、指導教員又は課外活動の顧問教員等が同乗するものとする。

(運転者)

第3条 バスの運転は、原則として本校が運転を委託する業者（以下「運転手」という。）が行うものとする。

2 バスの運転について、学生輸送で安全運転管理者が特に必要と認めた場合は、教職員に行わせることができる。この場合、第2条第2項及び第3項は適用しない。

(運行基準)

第4条 バスの運行を運転手が行う場合は、1日の走行距離を300キロメートル以内とし、2日を超えないものとする。

2 バスの運行を教職員が行う場合は、1日の走行距離が200キロメートル又は運転時間が連続5時間を超えないものとする。

3 前二項の規定は、特別な事情により安全運転管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

(利用手続等)

第5条 バスを利用する者（以下「利用責任者」という。）は、バス利用願（別記様式）を原則として利用予定日の7日前までに提出し、安全運転管理者の承認を得るものとする。

第6条 バスの利用順位は、バス利用願受付順によるものとする。

2 前項の場合において、利用日時が重複し、特別な事情により受付順により難しい場合は、利用責任者相互の協議によるものとする。

(承認の取り消し又は変更)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消し、又は変更させることができる。

- 一 学校の運営上支障があると認めた場合
- 二 バスの故障、事故等により、運行が不可能となった場合

三 バスの運行の安全確保に支障が生じるおそれがある場合

第8条 運行途中における経路の変更は、天災、道路事情、事故等の場合を除き、認めないものとする。

(事務)

第9条 バスの利用に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

- 1 この内規は、平成5年3月30日から施行する。
- 2 和歌山工業高等専門学校バス使用内規（平成2年10月26日制定）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月7日 一部改正）

この内規は、平成22年4月7日から施行する。

附 則（令和4年1月1日 一部改正）

この内規は、令和4年1月1日から施行する。

決裁 令和 年 月 日

総務課長	総務課長補佐 (財務担当)	財務管理係長

		担当主事/学科主任/担当課長	
<p>バス 利 用 願</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>安全運転管理者 殿</p> <p>利用責任者</p> <p>所属学科・課係</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>下記のとおりバスの利用を申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
運 転 者 の 区 分	1. 委託業者		
	2. 教職員氏名		
利 用 日 時	令和 年 月 日 ()	出発	時 分
	令和 年 月 日 ()	帰着	時 分
利 用 目 的			
目的地及び経路	※経路図を添付すること。		
利 用 者 の 範 囲		人 数	名
指導(顧問)教員名			
バス助手氏名			
備 考			